

神奈川県中小企業家同友会入会及び退会規程

第1条（目的）

この規程は、神奈川県中小企業家同友会（以下「本会」という）規約第6条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会）

本会に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、規約に定める基準の他、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。

- (1) 本会の目的に賛同する者であること。
- (2) 本会の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けた者でなく、かつ現在において未納会費がない者であること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面、または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

第3条（退会）

会員が、退会を希望するときは、あらかじめ当月分までの会費を納入し、退会届を理事会に提出し承認を得る。入会金、前納会費については返戻しない。

第4条（変更）

この規程は、規約第6条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。